

## 福島県議会ツイッター広報企画・運営要領

### 1 趣旨

この要領は、福島県議会事務局が Twitter 社の情報配信サービス Twitter に福島県議会公式サイト（以下「公式サイト」という。）を設け県議会広報等を行う際の運用事項について定めたものである。

### 2 広報企画

福島県議会の広報として、他の情報提供ツールと同様に常に客観性、品位を保持し、公正・公平な企画・編集を行うとともに、福島県議会ホームページ等の情報や行事告知等について短く簡潔な言葉で迅速かつ広く発信し、県民を中心に特に若年層が県議会を身近に感じ、興味・関心を高めてもらうことを目的とする。

### 3 公式サイトについて

#### (1) 概要

##### ①名称

「福島県議会ツイッター」

##### ②公式アカウント名

福島県議会 (@fukushimagikai)

##### ③URL <https://twitter.com/fukushimagikai>

##### ④表示箇所

福島県議会ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/gikai/>) 上に表示する。

#### (2) 掲載事項

県議会の活動や議員の動向、新聞掲載やテレビ放映の告知などを中心に、県議会として県民等に迅速に知らせるべき事項について掲載する。

#### (3) 運営体制

運営者は議事課広報担当職員とし、運営管理責任者は議事課長とする。運営時間帯は、原則として、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする（祝日及び年末年始を除く）。

#### (4) ホームページへのリンク

原則として、県機関の他、国・地方公共団体又は公共性の高い機関等でリンクが妥当と判断された場合に限るものとする。

#### (5) 他アカウントのフォロー等

原則として、フォロー、リツイート、返信は行わないが、国・地方公共団体又は公共性の高い機関からの依頼については個別に判断の上、必要に応じて実施することがある。

#### 4 注意事項

##### (1) 質問等への回答

当アカウントへ宛てた質問等への回答は原則として行わない。ただし、建設的な意見等については、その都度判断する。

##### (2) 不適切なアカウントに対する処置について

当アカウントに対し、公序良俗に反する返信やリプライ、ダイレクトメッセージ等を繰り返し行うアカウントや、その他福島県議会が不適切と判断したアカウントについては、予告なくブロックする場合がある。

#### 5 免責事項

(1) 福島県議会は、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負わない。

(2) 福島県議会は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する「返信」、「リツイート」、「コメント」等について一切責任を負わない。

(3) 福島県議会は、本アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

(4) コメント等の投稿にかかる著作権は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは福島県議会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、福島県議会に対して著作権等を行行使しないことに同意したものとする。

#### 6 著作権について

本アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上で認められる場合又は出所を明記する場合を除き、福島県議会に無断で複製・転載等行うことはできないものとする。

#### 7 運用要領の変更について

本運用要領は、必要に応じて予告なく変更する場合がある。その場合は、変更した旨を本アカウントを通じて周知するとともに、福島県議会ホームページに掲載する。

#### 8 その他

この要領に定めるもののほか、公式サイトの運営に関して必要な事項は運営管理者が別途定める。

#### 附則

この要領は、令和4年1月21日から施行する。